

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
成毛建設株式会社	潮来市宮前1-20-1	2-000048

注) 業者番号「2-」は茨城県知事許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和7年9月26日 ～ 令和7年10月9日 (2週間)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

成毛建設(有)は、潮来市発注のR07水郷潮来あやめ園圃場整備工事(あやめ園内)の工事現場において、令和7年7月25日、仮設道路設置作業中、運んでいた敷鉄板の玉掛ワイヤーが外れて落下し、作業員1名が重傷を負った。

このことが、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領別表第1第8号ウに該当するため。

5 指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第1第8号ウに該当する。

<指名停止等措置要領別表第1>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 8 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 <u>ウ 工事等の関係者に複数の負傷者を生じさせたとき又は重傷者が生じたとき</u>	当該認定をした日から <u>2週間以上1か月以内</u>

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当

茨城県水戸市笠原町 978-6

電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)